



Title	国際教育交流における人名の表記法に関する考察
Author(s)	宮原, 啓造
Citation	多文化社会と留学生交流 : 大阪大学国際教育交流センター研究論集. 2015, 19, p. 57-64
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/51617">https://doi.org/10.18910/51617</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 国際教育交流における人名の表記法に関する考察

宮原 啓造\*

### 要 旨

国際教育交流の場に適した人名の表記法について考察する。世界各国には様々な人名の構成が存在するが、その正確な表記と、それを通じた個人の明確な弁別は、留学や国際共同研究などの教育交流を含め、あらゆる分野における社会活動にとって重要な要素である。本稿では、まず特徴的な人名構成の例を取り上げて概要を俯瞰すると共に、その複雑性・多様性を再確認する。次に、その分析と考察に基づいて、国際教育交流に有用と考えられる幾つかの人名表記手法を提案する。

【キーワード】 国際教育交流、人名、構成、表記法、多様性

### 1 はじめに

人名は「人（自然人）を特定するために使われる語」(The Oxford English Dictionary) であり、我が国において公的には民法等によって「氏名」と呼称される（二宮 2007）。人名の正確な表記と、それによる個人の明確な弁別は、行政手続きをはじめ広く一般社会にとって、その運営と維持のために必須の要素である。科学技術など、あらゆる分野において人材の国際的な流動性が規模を拡大しつつ確実に進展している現在（OECD 2008、Nomura 2012）、留学や国際共同研究などの教育交流を考える際にも、その重要性は論を俟たない。

一方、人名の構成は各国様々である。複数姓・複数名を持つ場合、父称・母称 (patronymic, matronymic) を用いる場合、氏を持たない場合など、多数の人名構成が世界各地に存在する。それゆえ「氏」や「名」等の人名要素を正確に把握するには注意を要する。人名要素の順序が我が国のそれと単に逆転するだけでも容易に誤認が生じ得る。

そこで本研究では、大阪大学（以下、本学）で受入

れている留学生の主な出身国を中心に、人名の構成に関して特徴的な国や地域を例として取り上げて概要を俯瞰すると共に、その分析を基にして、国際教育交流の場に適した人名の表記法について考察する。

なお、本稿を通じて、我が国の「人名」「氏」「名」等の概念を、それぞれ以下の呼称と対応させるものとする：

- ・「人名」（氏名、名前）  
Full nomenclature, Full name, Personal name
- ・「氏」（姓）  
Surname, Family name, Last name, Gentile name (Patronymic / Matronymic)
- ・「名」（個人名）  
Given name, First name, Forename, Middle name, Christian name (Patronymic / Matronymic)

注：いずれの呼称も複数形を取り得ることに注意を要する。父称・母称の取り扱いについては次節を参照のこと。なお一般語として“Personal name”

\* 大阪大学国際教育交流センター准教授

は Given name の意を含む場合もあるが、本論文では「名前」全体の呼称として取り扱う (Wollstonecraft 2002)。

## 2 各国における特徴的な人名の構成と表記法

世界各国の人名には様々な構成が存在する。本節では、特徴的な人名構成を持つ国や地域を例として取り上げて概要を俯瞰すると共に、その複雑性・多様性を再確認する。本節の記述にあたり、島村 (1971,1977)、松本・大岩川 (1994)、東京外国語大学 (1998) を参考とした。古語や少数民族等については省略し、現在当該国で多く用いられている人名構成を中心にまとめた。なお例示した人名は国立国会図書館典拠データベースから引用した。

### 2-1 多くの国に共通する特徴的な人名構成

#### 2-1-1 スラブ系の人名

ロシア・エジプト・中央アジア・東欧諸国等のスラブ系の人名は「名」「父称」「氏」で構成されることが多い。「氏」は家族名を指すものである。父称は短縮されたりイニシャル表記される場合もある。父称でないミドルネームを挟む場合もある。ロシアの父称には「-ich (ラテン文字表記。以下同じ)」等の接尾辞が付く。

例：「ペーター・チャイコフスキー」

Peter (名) Ilyich (父称) Tchaikovsky (氏)

#### 2-1-2 スペイン系、ポルトガル系の人名

スペインおよびスペイン語を用いる国 (メキシコ、ペルー等) ならびにポルトガルおよびポルトガル語を用いる国 (ブラジル等) の人名は「複数名」「複数姓」で構成されることが多い。後者においては父方および母方のそれを両方用いることが多いが、順序は様々であり、間に記号や接続詞が記されることもある。

例：「イサーク・アルベニス」

Isaac Manuel Francisco (複数名)

Albeniz (父方氏) y (接続詞：and の意)

Pascual (母方氏)

#### 2-1-3 イスラム系の人名

(イスラム教徒) ムスリムは人名に氏を持たない。人名は「名」「父の名」という構成が多く、さらに「祖父の名」等の祖先名が続くこともある。「父の名」の前に「某の子」を表す語や記号が入ることもある。さらに尊称・称号を付加する場合もある。諸外国との交流の際など「氏 (Surname)」が必要とされる場合には父称を用いることが多い。

例：「マハティール・モハマド」

Tun (称号) Dr. (博士号) Mahathir (名)

bin (息子を表す語) Haji (父の持つ称号)

Mohamad (父の名)

### 2-2 国毎で特徴的な人名の例

#### 2-2-1 中国、台湾、韓国、モンゴル、ベトナム

中国、台湾、韓国など、これらの東アジア諸国では、人名の構成は、我が国と同じく「氏」「名」で、子が父系の「氏」を受け継ぐ場合が多い。

中国では 2012 年以降、パスポートの人名表記を簡体字および拼音 (Pinyin) 併記による「氏」「名」に統一した。しかし一般には、「名」「氏」の順とする場合、あるいは独自の英名を追加する場合など、多くの人名構成が併存しているのが実状である (岡 2010)。

例：「モウ・タクトウ」毛 (氏) 沢東 (名)

韓国社会では、ハングル・アルファベット・漢字が併用されているが、人名に関しては、漢字を用いない (あるいは漢字名を定めていない) 人も増えているのが現状である (武田 2001)。パスポートの人名表記もハングルとアルファベットで「氏」「名」の順に記載するのみで、漢字名は使用されていない。

例：「チン・ウンスク」陳 (氏) 銀淑 (名)

モンゴルは古来、人名に「氏」を持たなかったが、北方のロシア (旧ソ連) や南方の中国・チベットの影響を受けて様々な構成が発生した。現在、公的には父の名 (あるいは母の名) に接尾辞をつけた呼称を「氏」のように個人名の前に置くと規定されており、パスポートでも “Surname” として記載されている。

例：「ムンフバト・ダヴァジャルガル」

Monkhbatyn (父名に接尾辞) Davaajargal (名)

ベトナムは歴史的に中国文化の影響を受けており、やはり「氏」「名」の構成を持つ。漢字表記した場合には「氏」1字+「名」1から2字が多い。「テンデム」と呼ばれるミドルネームを持つ場合もあるが、一般生活では呼称として用いられることはない。

例：「ゴ・シレン」 呉（氏）士連（名）

## 2-2-2 インド

主に「名」「父称」「氏」という順序とされているが、様々な人名構成が存在する。出身地名を付加する場合、父称でなく英名を用いてミドルネームにする場合もある。順序自体が異なる命名体系（「氏」をイニシャルにして「名」の前に置く等）も使われている。またカーズトや職業に由来する「氏」を避けるために、父称やミドルネームを「氏」の代わりに用いる場合もある。

例：「シュリニヴァーサ・アイヤンガー・ラマヌジャン」

Srinivasa（父名から取った氏）

Aiyangar（父名から取った氏） Ramanujan（名）

## 2-2-3 インドネシア、マレーシア

これらの国々では民族・宗教毎に人名構成が異なる。イスラム系、中華系、インド系は前述の通り。ジャワ島等には「(複数)名」のみという構成が多い。そのような場合パスポート上は、国際民間航空機関規定(ICAO2014)に基づいて人名の全要素を“Surname”扱い(マレーシアに多く見られる)とするか、あるいは父称を“Surname”とし、残りを全て“Given names”とする(インドネシアに多く見られる)ことで対応している。

イスラム系では、宗教的に意味がある名(Mohammad, Ahmad, Abdul等)が人名に付加されることも多い。これらについては、異形綴り(spelling variant)が多種存在すること、および公的な場面であっても省略される場合があることに注意を要する。

例：「スハルト」 Haji(称号)

Muhammad(宗教名。後に付加された)

Soeharto(名)

## 2-2-4 タイ

20世紀初頭に制定された法律に基づき「氏」を使用することとなり「名」「氏」という構成が主である。社会生活では、正式な人名の他に「チューレン」と呼ばれるニックネームを用いることが多い。これは“Alias name”, “also known as (AKA)”の一種であり、普段の生活において個人弁別のために重要な呼称である。

例：「ジャックリット・スサコーン」

Jackrit(名) Suthakorn(氏)

チューレンは Song

## 2-2-5 フィリピン

キリスト教徒の人名は「名」「ミドルネーム」「氏」という構成が主である。ミドルネームは旧姓あるいは父姓(あるいは母姓)を用いる。中華系は前述の通り。

例：「ティム・ティーボウ」

Timothy(名) Richard(ミドルネーム)

Tebow(氏)

## 2-2-6 ハンガリー

欧州で唯一「氏」「名」という人名構成を持つ。複数姓を持つ場合もある。

例：「フランツ・リスト」 Liszt(氏) Ferenc(名)

## 2-2-7 ドイツ、オーストリア、オランダ、イタリア

共に「名」「氏」という構成が主である。ミドルネームとして洗礼名等が入ることがある。また「氏」の前に“van”, “von”, “de”, “del”等の前置詞が付くことがある。さらに前置詞は氏の一部と結合したり、イニシャルに省略されることもある。

例：「レオナルド・ダ・ヴィンチ」

Leonardo(名) da(前置詞) Vinci(氏)

## 2-2-8 フランス

人名構成は「名」「氏」が主である。3から5程度の複数名を持つことも多い。「氏」の前に“de”等の前置詞が付くことがある。

例：「クロード・ドビュッシー」

Claude Achille (名) Debussy (氏)

例：「エドヴァルド・ムンク」

Edvard (名) Munch (氏)

## 2-2-9 ベルギー、スイス

ドイツ、オランダ、イタリア、フランス等の様式が混在している。

## 2-2-10 スウェーデン、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー

「名」「氏」という人名構成が主である。「氏」は“sen”, “son”, “nen”等の接尾辞をつけることが多い。

## 3 留学生出身国における人名の構成と表記法

前節では、各国に見られる特徴的な人名構成を俯瞰した。それを踏まえて本節では、国際教育交流の場における人名の正確な認知と、教育や事務処理等への適切な活用を目的として、本学で受入れている留学生の主な出身国を対象に、人名の構成と表記法を考察する。

表1 大学間交流協定に基づく大阪大学への交換留学生の出身国における人名の構成と表記法

Countries	Notational Conventions of Names					Numbers of International students	
	Social Custom <sup>1)</sup>	Passports <sup>2), 3)</sup>				Osaka university <sup>5)</sup>	Japan <sup>6)</sup>
		Full Nomenclature <sup>4)</sup>	First line or Former portion	Second line or Latter portion	Others		
China (PRC)	A	"Name"	Surname	Given names		765	81884
South Korea	A		Surname	Given names		272	15304
Thailand	B		Surname	Given names	Titles	118	2383
Indonesia	C	"Full Name"	Given names	(Surname)		89	2410
Vietnam	A	"Full Name"	Surname	Given names		83	6290
Taiwan (RC)	B	"Name"	Surname	Given names	Also known as	80	4719
Germany	B		Surname	Given names		35	599
United States	B		Surname	Given names		34	2083
India	B		Surname	Given names		31	560
Russia	B		Surname	Given names		30	339
Mongolia	A		Surname	Given names		29	1138
Brazil	B		Surname	Given names		27	275
Philippines	B		Surname	Given names		27	507
France	B		Surname	Given names		19	793
Canada	B		Surname	Given names		9	308
Hungary	A		Surname	Given names		9	(N/A)
Mexico	B		Surname	Given names		9	(N/A)
Peru	B		Surnames	Given names		8	(N/A)
Sweden	B		Surname	Given names		8	254
United Kingdom	B		Surname	Given names	Titles	8	452
Egypt	C	"Full Name"	Given names	(Surname)		7	229
Netherlands	B		Surname	(given)Names		7	(N/A)
Finland	B		Surname	Given names		4	(N/A)
Spain	B		Surname	Given names		4	(N/A)
Australia	B	"Name"	Surname	Given names		3	312
Austria	B		Surname	(given)Names		3	(N/A)
Belgium	B		Surname	Given names		3	(N/A)
Switzerland	B		Surname	Given names		3	(N/A)
Denmark	B		Surname	Given names		1	(N/A)

Notes:

1) A: Surname(s) + Given name(s)

B: Given name(s) + Surname(s)

C: Given name(s) only

2) "Surname" includes: Family name, Last name, Gentile name (and Patronymic / Matronymic).

"Given name" includes: Personal name, First name, Fore name, Middle name, Christian name.

3) Standard passports would be selected for this table, although some countries issue different types of passports, such as diplomatic one.

4) These countries denote the name in a single line as a "(Full) Name" of the passport holder.

5) Degree seeking students under the inter-university exchange agreements only, as of May 2014.

6) By Japan Student Services Organization (JASSO), as of May 2013.

The "N/A" shows that the individual numbers are categorized into "others" in the published statistics.

なお本節の記述にあたり、本学留学生への聴き取りと、ICAO（2014）で示された基準に基づく各国旅券（機械読取式パスポート：MRP）の人名表記法とを参考とした。

### 3-1 人名構成と表記法の分析

表 1 に、本学で受入れている留学生の主な出身国における、人名の構成と表記法を示す。本学と大学間交流協定を持つ教育機関は世界 29 カ国に存在する（2014 年 11 月現在）。表は、それら全ての国における人名表記法を、一般社会および旅券記載事項の各々について、本学在籍者数順にまとめたものである。表は大きく 3 コラムに分かれており、左から順に「国名」「人名表記法」「留学生数」を示している。国名の右隣に示された「A/B/C」は、欄外註に示す通り、人名構成の種別を表している。

まず留学者数の分布について見ると、右コラム端に併記した我が国全体における各国出身の留学生数と、その左隣に示した本学の留学生数分布との差異から、本学のドイツ・インド・ロシア留学生数比率が高いことが読み取れる。これは強力な協定校が存在するなど学術交流の活発さに起因するものと考えられ、逆に、これら以外には分布傾向について大きな乖離が無いことも分かる。

さらに前節のサーベイ結果と併せると表から以下のことが読み取れる：

1. 一般社会における人名構成と表記は「名」「氏」という構成（B）が国数で主流である。ただしサーベイから判明したように「複数姓」「複数名」の存在に注意を要する。
2. 一般社会だけでなく旅券表記においても「名のみ」という構成（C）が存在する。
3. ただし「名のみ」表記であっても「氏」に相当する人名要素（父称等）が旅券に記載されている場合がある。
4. その際の名要素の抽出法に定まった基準は無く、申請者が選択できる（聴き取りによる）。
5. 人名表記に、前置詞、接続詞、記号、父称・母称が使用されることがあり、取扱いに注意

を要する。

6. 同じく、尊称、称号、AKA（also known as）等が使用されることがあり、取扱いに注意を要する。

### 3-2 人名構成と表記法についての考察

前項までの分析を踏まえ、本研究の目的である人名の正確な認知と、教育や事務処理等への適切な活用という観点から、人名の構成と表記法に関して考える。

まず前半の 1-4 について考える。これまでの検討から、各国パスポートの人名表記は、一般社会のそれとは関係なく、多くの国で「氏」「名」を区別した上で、この順序で記載していることが分かる。これは ICAO の勧告に従う表記であり、学術文献で「氏」を先頭に記載する手法に通じる。さらに表 1 の検討対象国（＝留学生の主な出身国）は、「名のみ」の人名構成であっても、パスポート上に「氏」に対応する記載欄を確保しており、したがって人名要素の系統的な認知は可能と考えられる。ただし、「複数姓」「複数名」への対応は必要である。

次に後半の 5-6 について考える。名前の一部に、前置詞・接続詞・尊称・称号が用いられること自体は、「複数姓」「複数名」の一部として取り込むことで対処でき、大きな問題とはなり得ない。ただし記号の存在（@、－、＝等）は、そのまま通用させるには計算機処理上の障害になり得るため、考慮が必要である。

さらに、父称・母称の影響について考えたい。受入れ大学側は「氏」で留学生を呼称することが一般的である。しかし「氏」に父称・母称が該当する場合には、学生を「親の個人名で呼ぶ」ことに等しく、当人に違和感を与えてしまうことが生じ得る。人名構成が異なる以上、このような不都合は「氏」で呼称する限り避けて通ることはできない。さらに AKA についても、公的な人名と同等かそれ以上に、個人弁別のために有用な場合が存在するので、これらの活用法についても検討を要する。

以上で提示された要注意・要検討項目を、具体例として、「奨学金申請フォーマット（架空）」にまとめて図 1 に示す。人名に関するここまでの分析と考察に

に基づいて、本フォーマットの人名表記法は以下のよう  
に判断される：

- ・ 「氏名」という呼称は我が国内の用語としては適切であるが、国際的視点からは一般性に乏しい。呼称選択に考慮の余地があると考えられる。
- ・ 複数姓や複数名へ配慮するために“name(s)”と記載することが望まれる。
- ・ “family”, “given”, “middle”の呼称と順序から見て、ラテン語系地域からの留学生（のみ）を想定していると考えられるが、やはり一般性に乏しい。
- ・ このままでは尊称、称号、AKA 等への対応が難しいか、少なくとも不明確である。
- ・ “as appears in your passport”との指示は重要だが、このフォーマットへ直接は転記不能な人名構成（表 1 C: 「名のみ」）が存在する事実は認識すべきである。

氏 名 (母国語) Name in full in native language		
(family name)	(given name)	(middle name)
(ローマ字) Name in full in Roman block letters, as appears in your passport		
(family name)	(given name)	(middle name)

図 1 奨学金の申請に係る記入項目例

上記第 1 項で示した呼称選択の余地は、実在の書類にも共通して見られる（在留資格認定証明書交付申請書等）。前述の通り、我が国で人名は法的に「氏名」と呼称されるので、国内側手続きと対外向け手続きとのインタフェース部で、図 1 と同様の微妙なずれが生じるものと考えられる。注意が必要なのは「日本語学習」の目的で来日する留学生等「日本語話者」の外国人にとって、この「ずれ」が混乱を招きかねないという点である。この点については次節で論じる。

## 4 国際教育交流における人名表記法に関する提案

人名は個人のアイデンティティの根本に関わる事項であり、国際教育交流の運営に際しても十分な配慮と敬意をもって対処すべきと考える。しかし、前節までに示したように、人名の構成と表記法は多種多様であり、それに起因して大小様々な問題が派生し得るが、世界的に完全統一された表記ルールは存在しない。そこで本節では、これまでに検討した各事項に基づいて、国際教育交流に適した人名表記に関して幾つかの手法を提案する。

### 4-1 人名表記法についての提案：共通事項

留学生や滞在研究者向けなど国際教育交流に関する書類については、国内側手続きとの連結の有無に依らず「氏名」でなく「名前」と表記する。手続きインタフェース部での微妙な「ずれ」を、特に日本語話者の外国人側に押し付けない体制を整えることが重要と考える。

世界最長として数百文字（ラテン文字）の人名が記録されているが（Guinness 2014）、通常の名前は「氏」「名」それぞれ 64-128（多くても 256）文字で十分と考える。

### 4-2 人名表記法についての提案：書類上の取扱い

各種申請や届出等で個人を弁別するためには、各国旅券記載の人名要素を基礎とする。想定される人名構成の全てに対処するために、以下の規則を適用する。本規則は、オーストラリア政府移民局が制定した人名記載法に関するルールの基本精神（IMMI 2015）を参考とし、国際教育交流の現状に適合させるべく構築したものである：

- ・ 「氏」に対応する人名要素を“Surname”とし、「名」に対応する人名要素を“Given name(s)”と称する。
- ・ 人名が「単一名」であれば、それを“Surname”とし、“Given name(s)”は空白とする。
- ・ 人名が「(複数の) 名のみ」であれば、申請者

がいずれか一つあるいは複数を選択して  
“Surname”とし、残りを全て“Given  
name(s)”とする。

- ・「複数姓」「複数名」「前置詞」「接続詞」は、全て「氏」「名」のいずれかに含める。
- ・英文用として使用できる文字は、通常英字アルファベット 26 文字・空白・ハイフン・アポストロフィのみとする。前項の記述を可能とするために空白は必須である。ただし記号は第 1 文字目には置かない。
- ・文字に付加され一体化する記号や言語特有の文字 (Umlauts, Ligature, Double S 等) は、記号を省く等の操作を通じて通常英字アルファベット 26 字に変換する。
- ・和文用として使用できる文字は、仮名および在留カード用漢字 (法務省 2011) とする。これにより繁体字／簡体字からの漢字変換も系統的に保証される。
- ・イスラム系等の人名に含まれる「某の子」を表す語 (bin, binte 等) は省く。これらは現地社会でも使われる手法である。同時に当該語の前を“Given name(s)”とし、後を“Surname”とする。
- ・「尊称」「称号」、AKA、Pinyin は省く。

#### 4-3 人名表記法についての提案：面着時の呼称

授業や課外活動等で個人を弁別する際には、本人が希望する人名要素の申告を受け付ける。これは父称・母称でも良いし上記の AKA 等であって良い。ただし公的書類に記す人名としては使用しないことを徹底する。

## 5 まとめ

本稿では、広く国際教育交流の場を念頭に置き、人名の表記法について考察した。留学生の主な出身国を中心として、人名の構成に関して特徴的な国や地域を例として取り上げて俯瞰すると共に、その複雑性・多様性を再確認した。また、その分析と考察に基づいて、

国際教育交流に適した人名表記について幾つかの手法を提案した。

文化庁国語審議会においても「姓名」の表記法について議論がなされた (文化庁 2000)。その審議会答申で「各々の人名固有の形式が生きる形で紹介・記述されることが望ましい (著者注：すなわち我が国の人名は「氏」「名」の順に記述されることが望ましい)」「日本人の姓名をローマ字で表記する場合、並びに学校教育における英語等の指導においても、以上の趣旨が活かされることを希望する」と述べられており、この趣旨に沿って初等・中等教育機関における英語教科書の人名に関する記述が変わり始めて久しい。

国際教育交流を含めた広い分野において、各国の人名表記法が互いに相手方から尊重され正確に認知されることを通じて、人材の国際流動性がさらに進展することを願うと共に、今後も検討対象を拡大する方向 (国、協定校、企業活動、少数民族等人名、使用言語等) で本研究をさらに進めて行きたいと考える。

## 謝辞

本稿で用いたパスポート関連のデータ収集に関し、本学大学院基礎工学研究科博士課程の Mr. Photchara Ratsamee と Mr. Castello Ferrer Eduardo に協力頂いた。ここに記して感謝の意を表す。

## 付記

本研究は、平成 26 年度科学研究費補助金挑戦的萌芽研究 (「国際交流に係る学生支援方針の研究 ―統合支援システムを用いた実証試験― 課題番号 2659 0212, 研究代表者:宮原啓造) の助成を受けて行った。

## 参考文献

- 岡 益巳 (2010) 「中国人留学生の名前の漢字表記と読み方に関する実証的研究：留学生相談指導担当者の視点から」『広島大学留学生センター紀要』 広島大学留学生センター, 第 20 号, pp.61-74, ISSN:09172955.
- 島村 修治 (1971) 『外国人の姓名』 帝国地方行政

- 学会, NDL-ID: BN01650018.
- 島村 修治 (1977) 『世界の姓名』 講談社, NDL-ID: BN00355486.
- 武田 里子 (2001) 「韓国人への漢字名強制の廃止を求める」『論壇』 朝日新聞, 2001年2月17日.
- 東京外国語大学 語学研究所 (1998) 『世界の言語ガイドブック 1 ヨーロッパ・アメリカ地域』 三省堂, ISBN: 9784385358130.
- 東京外国語大学 語学研究所 (1998) 『世界の言語ガイドブック 2 アジア・アフリカ地域』 三省堂, ISBN: 9784385358154.
- 二宮 周平 (2007) 『家族と法: 個人化と多様化の中で』 岩波書店, ISBN: 9784004310976.
- 文化庁 (2000) 「Ⅲ-2. 姓名のローマ字表記の問題」『国際社会に対する日本語の在り方』第22期国語審議会答申.
- 法務省 (2011) 「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」法務省告示第582号.
- 松本 脩作, 大岩川 嫩 (1994) 『第三世界の姓名: 人と名前と文化』 明石書店, ISBN: 9784750305790.
- Guinness World Records (2014) *Guinness World Records 2015*, Guinness World Records Limited, ISBN: 9781908843623.
- ICAO: International Civil Aviation Organization (2014) *Machine Readable Travel Documents*, Doc 9303, Supplement Release 14.
- IMMI: Department of Immigration and Border Protection (2015) *What you need to know about applying for an ETA online*, Australian Government, [www.eta.immi.gov.au](http://www.eta.immi.gov.au), accessed on 2015 Feb. 15.
- NOMURA, Minoru (2012) *Globalization and the Intensification of Global Competition Seen in the IEEE*, NISTEP: National Institute of Science and Technology Policy, pp.36-50.
- OECD: Organization for Economic Co-operation and Development (2008) *The Global Competition for Talent*, Turpin Distribution, ISBN: 9789264047747.
- Wollstonecraft, Mary (2002) *Anglo-American Cataloguing Rules, 2nd edition*, the American Library Association and the Canadian Library Association, ISBN: 9780838935309.